

銚田・大洗広域事務組合負担金条例

制定 令和3年4月28日条例第27号

(趣旨)

第1条 銚田・大洗広域事務組合規約（令和3年市町村指令第6号）第12条第2項の規定に基づき、銚田・大洗広域事務組合を組織する市町（以下「関係市町」という。）の負担金について必要な事項を定めるものとする。

(負担金の負担基準)

第2条 負担金の種類、内容及び負担割合は、別表のとおりとする。

(人口割の負担割合)

第3条 人口割の関係市町負担割合の人口は、予算年度前年4月1日現在の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により住民基本台帳に記載された人口とする。

(均等割の負担割合)

第4条 均等割の関係市町の負担割合は、各市町2分の1とする。

(利用割の負担金割合)

第5条 利用割の関係市町の負担割合は、予算年度前暦年1箇年の搬入量により決定する。

(負担金の納入方法)

第6条 関係市町は、前3条の規定により算定された負担金を、毎年度指定された期限までに銚田・大洗広域事務組合に納入しなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	内容	負担割合
計画調査費	ごみ処理広域化に係る計画の策定及び調査等に要する経費	均等割 100%
建設・管理運営費	ごみ処理広域化計画に基づく新施設の建設、施工管理及び管理運営に要する経費	人口割 40% 均等割 30% 利用割 30%
組合運営経費	総務、議会等組合の運営に要する経費	均等割 100%